

○国土交通省告示第五百九十五号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七條第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和四年五月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。
令和四年五月三十一日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

路線名 供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線 久留米市御井町字高良山二九九番二六から同市御井町 令和四年六月一日〇時
宇高良山二九九番二五まで
宮崎線

○国土交通省告示第五百九十六号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和四年五月三十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。
令和四年五月三十一日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

路線名 東北横断自動車道釜石秋田線
変更新前 敷地の幅員 延 長
後別 (メートル) (メートル)
前 最大 二一〇
最小 二一八
後 最大 二四三
最小 二五八

○国土交通省告示第五百九十七号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和四年五月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。
令和四年五月三十一日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

路線名 東九州自動車道
変更新前 敷地の幅員 延 長
後別 (メートル) (メートル)
前 最大 七二
最小 二二
後 最大 一八八
最小 二二五

宮崎県児湯郡新富町大字新田一七九三番一から同県児湯郡新富町大字新田一七二七番七まで
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

○国土交通省告示第五百九十八号
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八條の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八條の十八第一号の規定により、公示する。
令和四年五月三十一日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

(一) 登録年月日
令和四年四月十九日

(二) 登録番号 40
登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
一般社団法人 全国圧入協会
(代表者 中岡 智信)

(三) 東京都港区港南二丁目四番三号
登録基幹技能者講習事務所を行う事務所の名称及び所在地
国際圧入センター（IPC）
東京都港区港南二丁目四番三号

(四) 令和四年四月二十日
登録基幹技能者講習を開始する年月日

(五) 登録基幹技能者講習の種目

○国土交通省告示第五百九十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二條第九号の規定に基づき、不燃材料を定める件（平成十二年建設省告示第四百号）の一部を次のように改正する。
令和四年五月三十一日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。
十四 厚さが十ミリメートル以上の壁土

附則
(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。
第二条 準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件（一部改正）
第二百二十五号の一部を次のように改正する。
第一号中「及び第十二号から第十七号」を、「第十二号、第十三号及び第十五号から第十八号」に改める。

第三条 次に掲げる告示の規定中「平成十二年建設省告示第四百号第十五号」を「平成十二年建設省告示第四百号第十六号」に改める。
一 特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号）第五号ハ(1)(ii)

二 火災により生じた煙又はガスの高さに基づく階避難安全検証法に関する算出方法を定める件（令和三年国土交通省告示第四百七十五号）第一号イ

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年五月三十一日
東北地方整備局長 稲田 雅裕

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 百八号

国住指第 137 号
令和 4 年 5 月 31 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長
(公 印 省 略)

不燃材料を定める件の一部を改正する件等の施行について (技術的助言)

不燃材料を定める件の一部を改正する件 (令和 4 年国土交通省告示第 599 号) は、令和 4 年 5 月 31 日に公布、同日施行されることとなった。

ついては、その運用について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 改正の経緯

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 128 条の 5 の規定により、特殊建築物の一定の居室等は防火性能を有するよう壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに一定の防火性能を有する材料を使用しなければならない。一方で、壁土については、不燃材料を定める件 (平成 12 年建設省告示第 1400 号) に位置付けられていないため、

- ・土壁で造られた既存建築物を店舗やホテルなどに用途変更する場合には、同条の規定への適合が求められ、壁を現しのみとすることができない
- ・木造などの壁のボードの上に土を塗って仕上げる設計ができない

等の課題があるとの指摘がある。

今般、建築基準整備促進事業により、一定の厚さを有する壁土について、所定の防火性能を満たすことが確認されたことを踏まえ、不燃材料を定める件について、所要の改正を行うこととした。

2. 告示改正の概要

不燃材料に「厚さが 10 mm 以上の壁土」を追加する。

3. 不燃材料としての壁土の組成について

「厚さ 10 mm以上の壁土」については、土壁に含有可能な最大量の藁すさ（原土と骨材を合わせた乾燥質量に対して質量比 3.2%）を用いて最も不利な条件の仕様で試験を行い、不燃材料としての性能が確保されることを確認したものであるが、施工性を高める等の目的で合成樹脂系の混和材を添加する場合については、実験等で不燃性能を確認できておらず、本改正告示に規定する仕様の壁土に該当しないため、大臣認定を取得することが必要になる。

4. 大臣認定における基材としての壁土の取扱について

本改正告示の施行日前に認定された不燃材料（準不燃材料及び難燃材料を含む。）の大臣認定について、その基材の仕様として不燃材料に係る包括的な記載がある場合であっても、当該基材の仕様の適用範囲には壁土を含まないことに留意されたい。

※不燃材料に係る包括的な記載の例

- ・平成 12 年建設省告示第 1400 号に例示された不燃材料
- ・建築基準法第 2 条第 9 号に適合するものとして、大臣が指定又は認定した不燃材料
- ・不燃材料

5. その他

一般社団法人日本左官業組合連合会において、壁土の使用箇所や組成などの不燃材料として建築物に使用する場合にあたっての基本的な考え方、これに基づく材料の調合・施工にあたっての留意事項について、設計者・施工者向けにとりまとめた「壁土を不燃材料として建築物に用いる場合の壁土仕上げ標準施工要領」が発行予定とされているため、必要に応じて参照されたい。

(URL) <http://www.nissaren.or.jp/17589>